

政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について

平成26年7月1日に公布された政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令(以下「一部改正省令」という。)は、当委員会に関連する条文も含め、原則として平成27年7月1日から施行されるため、必要となる当委員会の対応について、以下のとおり整理した。

1 登録政治資金監査人の登録等に係る様式関係

一部改正省令の施行に当たり、以下のとおり登録政治資金監査人の登録等に係る様式の決定を行うもの。

(1) 新第25条(旧第14条の3) 関係

【改正概要】

登録政治資金監査人名簿の登録事項のうち「政治資金適正化委員会が必要であると認めたもの」を「政治資金適正化委員会が定める事項」に明確化等

【対応】

登録政治資金監査人名簿の登録事項のうち「必要があると認めたもの」としていた事項と同一の事項を「定める事項」とし、条番号の変更に伴い登録政治資金監査人の登録等に係る様式を決定

(2) 新第26条(旧第14条の4)・新第27条(旧第14条の5)・新第29条(旧第14条の7)～新第31条(旧第14条の9) 関係

【改正概要】

規則の体裁や文言の整理

【対応】

条番号の変更等に伴い登録政治資金監査人の登録等に係る様式を決定

※ 以下の条文は、対応不要。

- ・ 新第16条(旧第14条の2の2)・新第28条(旧第14条の6) 関係
規則で様式を規定している政治資金監査報告書及び登録政治資金監査人証票の様式番号の変更
- ・ 新第17条(旧第14条の2の3) 関係
業務制限に関する規定の文言の整理
- ・ 新第32条(旧第14条の10)・新第33条(旧第14条の11) 関係
研修及び委員会事務局の組織に関する規定の文言の整理

※ 以下の条文は、平成26年7月1日から施行済み。

- ・ 第9条(旧第10条) 関係
振込明細書に支出の目的が記載されている場合の取扱い等、現行の手続の明確化

2 研修関係

一部改正省令の施行に当たり、研修の際に用いる政治資金監査関係法令集及び映像教材に改正内容を反映等するもの。